

特別養護老人ホーム エルホーム芦屋 サービス利用料金表

令和6年8月1日現在

《利用料金》

(1) 食費・居住費

入所者 負担段階	居住費（滞在費）		食費	入所者負担額合計	
	負担限度額			個室	多床室
	個室	多床室	負担限度額		
第1段階	380円/日	0円/日	300円/日	680円/日	300円/日
第2段階	480円/日	430円/日	390円/日	870円/日	820円/日
第3段階①	880円/日	430円/日	650円/日	1,530円/日	1,080円/日
第3段階②	880円/日	430円/日	1,360円/日	2,240円/日	1,790円/日
第4段階	1,760円/日	980円/日	1,600円/日	3,360円/日	2,580円/日

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定書の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額（上記表に掲げる額）となります。

※ 居住費については、入院又は外泊中でも料金をいただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを入所者の同意を得た上で、短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、入所者から居住費はいただきません。

(2) 基本料金

【介護福祉施設サービス費】

区分・要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
I	要介護1	589	6,290円	629円	1,258円	1,887円
	要介護2	659	7,038円	704円	1,408円	2,112円
	要介護3	732	7,817円	782円	1,564円	2,346円
	要介護4	802	8,565円	857円	1,713円	2,570円
	要介護5	871	9,302円	931円	1,861円	2,791円

(3) 加算料金

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
日常生活継続支援加算(I)	36	384円	39円	77円	116円	1日につき
看護体制加算(I)口	4	42円	5円	9円	13円	1日につき
看護体制加算(II)口	8	85円	9円	17円	26円	1日につき
夜勤職員配置加算(I)口	13	138円	14円	28円	42円	1日につき
夜勤職員配置加算(II)口	18	192円	20円	39円	58円	1日につき
夜勤職員配置加算(III)イ	28	299円	30円	60円	90円	1日につき
夜勤職員配置加算(III)口	16	170円	17円	34円	51円	1日につき
個別機能訓練加算(I)	12	128円	13円	26円	39円	1日につき
個別機能訓練加算(II)	20	213円	22円	43円	64円	1月につき
ADL維持等加算(I)	30	320円	32円	64円	96円	1月につき
ADL維持等加算(II)	60	640円	64円	128円	192円	1月につき
若年性認知症入所者受入加算	120	1,281円	129円	257円	385円	1日につき

初期加算	30	320 円	32 円	64 円	96 円	1 日につき(入所した日から 30 日以内)
外泊時在宅サービス利用費用	560	5,980 円	598 円	1,196 円	1,794 円	1 月に 6 日を限度
外泊時費用	246	2,627 円	263 円	526 円	789 円	1 月に 6 日を限度
退所時栄養情報連携加算	70	747 円	75 円	150 円	225 円	1 月につき 1 回を限度
再入所時栄養連携加算	200	2,136 円	214 円	428 円	641 円	1 人につき 1 回を限度
退所前訪問相談援助加算	460	4,912 円	492 円	983 円	1,474 円	入所中 1 回を限度
退所後訪問相談援助加算	460	4,912 円	492 円	983 円	1,474 円	退所後 1 回を限度
退所時相談援助加算	400	4,272 円	428 円	855 円	1,282 円	1 人につき 1 回を限度
退所前連携加算	500	5,340 円	534 円	1,068 円	1,602 円	1 人につき 1 回を限度
退所時情報提供加算	250	2,670 円	267 円	534 円	801 円	1 人につき 1 回を限度
在宅復帰支援機能加算	100	1,068 円	107 円	214 円	321 円	1 月につき
在宅・入所相互利用加算	40	427 円	43 円	86 円	129 円	1 月につき
協力医療機関連携加算	100	1,068 円	107 円	214 円	321 円	1 月につき 令和 7 年 4 月～ 50 単位
	5	53 円	6 円	11 円	16 円	1 月につき
栄養マネジメント強化加算	11	117 円	12 円	24 円	36 円	1 日につき
経口移行加算	28	299 円	30 円	60 円	90 円	1 日につき
経口維持加算(Ⅰ)	400	4,272 円	428 円	855 円	1,282 円	1 月につき
経口維持加算(Ⅱ)	100	1,068 円	107 円	214 円	321 円	1 月につき
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	961 円	97 円	193 円	289 円	1 月につき
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	1,174 円	118 円	235 円	353 円	1 月につき
療養食加算	6	64 円	7 円	13 円	20 円	1 回につき(1 日につき 3 回を限度)
特別通院送迎加算	594	6,343 円	635 円	1,269 円	1,903 円	1 回につき
配置医師緊急時対応加算	325	3,471 円	348 円	695 円	1,042 円	1 回につき(配置医師 の勤務時間外の場合)
	650	6,942 円	695 円	1,389 円	2,083 円	1 回につき(早朝又 は夜間の場合)
	1300	13,884 円	1,389 円	2,777 円	4,166 円	1 回につき(深夜の 場合)
看取り介護加算(Ⅰ)	72	768 円	77 円	154 円	231 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	144	1,537 円	154 円	308 円	462 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	680	7,262 円	727 円	1,453 円	2,179 円	死亡日の前日及び 前々日
	1,280	13,670 円	1,367 円	2,734 円	4,101 円	死亡日
看取り介護加算(Ⅱ)	72	768 円	77 円	154 円	231 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	144	1,537 円	154 円	308 円	462 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	780	8,330 円	833 円	1,666 円	2,499 円	死亡日の前日及び 前々日
	1,580	16,874 円	1,688 円	3,375 円	5,063 円	死亡日
認知症チームケア加算(Ⅰ)	150	1,602 円	161 円	321 円	481 円	1 日につき
認知症チームケア加算(Ⅱ)	120	1,281 円	129 円	257 円	385 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	32 円	4 円	7 円	10 円	1 日につき
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	42 円	5 円	9 円	13 円	1 日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,136 円	214 円	428 円	641 円	1 日につき(7 日間を 限度)
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	32 円	4 円	7 円	10 円	1 月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	138 円	14 円	28 円	42 円	1 月につき
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	106 円	11 円	22 円	32 円	1 月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	160 円	16 円	32 円	48 円	1 月につき

排せつ支援加算(Ⅲ)	20	213 円	22 円	43 円	64 円	1 月につき
自立支援促進加算	280	2,990 円	299 円	598 円	897 円	1 月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	427 円	43 円	86 円	129 円	1 月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	534 円	54 円	107 円	161 円	1 月につき
安全対策体制加算	20	213 円	22 円	43 円	64 円	入所初日のみ
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	106 円	11 円	22 円	32 円	1 月につき
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	53 円	6 円	11 円	16 円	1 月につき
新興感染症等施設療養費	240	2,563 円	257 円	513 円	769 円	1 月に 1 回、連続する 5 日を限度
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,068 円	107 円	214 円	321 円	1 月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	106 円	11 円	22 円	32 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	234 円	24 円	47 円	71 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	192 円	20 円	39 円	58 円	1 日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	64 円	7 円	13 円	20 円	1 日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 140/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 136/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 113/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数(所定単位数)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 90/1000	左記の単位数 ×地域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数(所定単位数)

※ 日常生活継続支援加算は、居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します。

※ 看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。

※ ADL 等維持加算は、一定期間に、入所者の ADL(日常生活動作)の維持又は改善した度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。

※ 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40 歳から 64 歳まで)の利用者を対象に介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。

※ 初期加算は、当施設に入所した日から 30 日以内の期間について算定します。

※ 外泊時在宅サービス利用費用は、外泊時に介護老人福祉院により提供される在宅サービスを利用した場合に算定します。外泊時費用との併用は不可。

※ 外泊時費用は、病院又は診療所への入院を要した場合及び外泊を認めた場合に算定します。

※ 再入所時栄養連携加算は、当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所へ入院後、再

度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。

※ 退院時栄養情報連携加算は、当施設の管理栄養士が、施設の入所者の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合に算定します。

※ 協力医療機関連携加算は、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催する場合に算定します。

※ 栄養マネジメント強化加算は、低栄養状態又はそのおそれのある入所者に対して、他職種共同で栄養ケア計画を作成し、これに基づく栄養管理を行うとともに、その他の入所者に対しても食事の観察を行い、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合に算定します。

※ 経口移行加算は、医師の指示に基づき他職種共同にて、現在経管による食事摂取をしている入所者ごとに経口移行計画を作成し、それに基づき管理栄養士等による支援が行われた場合に算定します。

※ 経口維持加算は、現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。

※ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して、口腔衛生管理を行った場合に算定します。

※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。

※ 特別通院送迎加算は、透析が必要な方の受け入れに係る負担を軽減する観点から定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある方について、施設職員が付き 12 回以上送迎を行った場合に算定します。

※ 配置医師緊急時対応加算は、当施設の配置医師が求めに応じ早朝、夜間又は深夜に当施設を訪問して入所者に対して診療を行った場合、その時間帯に応じて算定します。

※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

※ 認知症チームケア推進加算は、認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する場合に算定します。

※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に施設サービスを利用することが適当であると判断した入所者に対し、サービスを提供した場合に算定します。

※ 褥瘡マネジメント加算は、入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合に算定します。

※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介

護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。

※ 自立支援促進加算は、医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援の促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に算定します。

※ 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。

※ 安全対策体制加算は、事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に算定します。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算は、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者への感染拡大を防止に努めている場合に算定します。

※ 新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した入所者に対して必要な医療ケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保したうえで感染した入所者を施設療養行った場合に算定します。

※ 生産性向上推進体制加算は、介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た施設が、入所者に対して施設サービスを行った場合に算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

介護職員等処遇改善加算は、(I)～(IV)のいずれか1つを算定します。

※ 地域区分別の単価(3級地 10.68円)を含んでいます。

(4) その他の料金

項目	内容	利用料金
理美容代	カット、ブロー 顔そり ヘアマニキュア パーマ シャンプー 毛染め	1,700円 600円 4,200円 3,800円 600円 3,800円
利用者が選定する日用物品や食事料	左記項目該当時のみ発生します。	実費相当額
個人専用の電化製品使用料 (電気代金)	テレビ・空気清浄機	1日につき55円(税込)
	携帯電話・パソコン・タブレット	1日につき33円(税込)
	電気カミソリ・ラジオ	1日につき11円(税込)

	電気ひざ掛け・加湿器 (11/1~3/31の間)	1日につき55円(税込)
	その他の電化製品は応相談	1日につき 11円~110円(税込)
施設発行文書料	診断書	5,500円(税込)
エンゼルケア (死後の処置)料	施設内で看取りを行ったご入所者の死後の処置	11,000円(税込)

エルホーム芦屋